

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。</p> <p>産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」（平成28年4月19日 日本経済再生本部決定）においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。</p> <p>(2) 施策の必要性 ベンチャー企業は社会的にインパクトのある多くのイノベーションを創出し、産業競争力の源泉となっている。米国では、大きなイノベーションや社会的課題解決をもたらすベンチャー企業が大企業に発展し経済を牽引している。</p> <p>我が国においても、経済活性化のためには新規企業・成長企業の創出が不可欠である。</p> <p>ベンチャー企業が大きく成長するためには、事業拡張期において専門的なノウハウを有するベンチャーキャピタルからの資金調達や事業会社との業務提携・資本提携が重要である。</p> <p>しかしながら、我が国では、ベンチャーファンドからベンチャー企業への資金供給が円滑に行われておらず、特に地方経済圏においては、ベンチャーファンドからの資金供給は十分ではないために、ベンチャー企業の多くが限定的な成長にとどまっている。地方で活躍するベンチャー企業への投資を活性化させる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-2 新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日） 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ 2020 （平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 （2）民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを旨とする （現状：0.028%（2012-14 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）</p> <p>○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv) 「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現</p>																		
	政策の達成目標	<p>法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。</p> <p>【数値目標】 制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成 34 年度まで)：287 億円 ※数値目標の設定について、平成 29 年 8 月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成 29 年度及び平成 30 年度に 10 億円規模のファンドを各 3 件新たに認定すると仮定し、試算。</p>																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	<p>【現状】 租税特別措置法施行後平成 30 年 3 月 31 日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。</p> <p>【延長】 平成 31 年 3 月 31 日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。</p>																		
	同上の期間中の達成目標	成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出																		
政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンチャー企業への投資を行った LP 数（社）（単年度）</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>投資を受けたベンチャー企業（社）（単年度）</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>投資実績額（百万円）（単年度）</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> </tr> </tbody> </table>				年度	26 年度	27 年度	28 年度	ベンチャー企業への投資を行った LP 数（社）（単年度）	0	40	68	投資を受けたベンチャー企業（社）（単年度）	0	14	35	投資実績額（百万円）（単年度）	0	516	3551
年度	26 年度	27 年度	28 年度																	
ベンチャー企業への投資を行った LP 数（社）（単年度）	0	40	68																	
投資を受けたベンチャー企業（社）（単年度）	0	14	35																	
投資実績額（百万円）（単年度）	0	516	3551																	

有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">20億規模</th> <th colspan="2">10億規模</th> </tr> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定ファンド数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>(3)</td> <td rowspan="5">検証中</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド数(累計)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>LP数(累計)</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>78</td> <td>(91)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(百万円)(単年度)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>(6014)</td> </tr> <tr> <td>投資実績(百万円)(累計)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>4067</td> <td>(10081)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※29年度以降は推計による。</p>	年度	20億規模			10億規模		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	新規認定ファンド数	1	2	6	(3)	検証中	認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)	LP数(累計)	7	40	78	(91)	投資実績額(百万円)(単年度)	0	516	3551	(6014)	投資実績(百万円)(累計)	0	516	4067	(10081)
	年度	20億規模			10億規模																																		
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度																																	
新規認定ファンド数	1	2	6	(3)	検証中																																		
認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)																																			
LP数(累計)	7	40	78	(91)																																			
投資実績額(百万円)(単年度)	0	516	3551	(6014)																																			
投資実績(百万円)(累計)	0	516	4067	(10081)																																			
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。																																						
当該要望項目以外の税制上の支援措置	エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。																																						
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。																																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。																																					
	要望の措置の妥当性	法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当すべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。																																					
		ページ	18—4																																				

税負担軽減措置等の適用実績	※ () 内は推計値				
		26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点
	認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)
	ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	7	40	68	(91)
	適用LP数(社)	0	2	(28)	(48)
	投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)
	損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)
	減収額(百万円) 【国税】	0	4	(133)	(439)
	減収額(百万円) 【地方税】	0	4	(167)	(549)
うち法人住民税	0	0	(17)	(57)	
うち法人事業税	0	4	(150)	(492)	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用実態調査情報に基づき集計した租税特別措置ごとの影響額の状況 新事業開拓事業者投資損失準備金 都道府県民税：127千円 法人事業税：691千円 市町村民税：370千円 地方特別法人税：471千円 合計：1659千円				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。				
前回要望時の達成目標	法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	直近過去5年度の実績をもとに推計すると、2011年度2015年度までの国内VCファンドの年間平均組成額は約1199億円である。 一方、本税制の適用をうけることができる認定ファンドの年間平均額は約100億円であり、平均総額の約8%を占めると推測でき、ベンチャーファンドへの資金供給を促すことに一定の効果をも有していると推測できる。				
これまでの要望経緯	平成26年度 創設 平成29年度 拡充・1年間延長(地方投資促進の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和)				